

東京農業大学校友会千葉県支部会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、東京農業大学校友会千葉県支部という。

(設置)

第2条 この会は、東京農業大学校友会会則第55条に基づき設置する。

(目的)

第3条 この会は、会員相互の親睦を図り母校の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため次の事を行う。

- (1) 会員の集会及び会議に関すること。
- (2) 会員名簿の作成及び会員の情報交換に関すること。
- (3) 研究会並びに講演会等の開催に関すること。
- (4) その他この会の目的を達成するために必要な事項

(事務局)

第5条 この会の事務局は、千葉市内に置く。

第2章 会員及び会費

(会員)

第6条 会員は、正会員及び名誉会員とする。

- (1) 正会員は、東京農業大学校友会会則第6条に掲げる正会員であって、千葉県内に在住又は勤務する者とする。
- (2) 名誉会員は、この会または東京農業大学の発展に特に功労のあった者で、理事会の推薦に基づき、総会の承認を得た者とする。

(役員の数、選任等)

第7条 この会に次の役員を置く。

支部長 1名
副支部長 若干名
理事 若干名
監事 2名

- 2 理事は原則として地区及び職域校友会の代表1名を当てるものとし、支部長、副支部長、監事は理事会で選任する。

(役員職務)

第8条 支部長は会務を統轄し、この会を代表する。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故あるときは予め定めた順位により、支部長の職務を行う。
- 3 理事は理事会を組織し、事業の計画、予算、決算、その他この会の運営に当たる。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。但し再選は妨げない。

- 2 補欠によって就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期が満了しても前任者が就任するまでその職務を行う。

(顧問)

第10条 この会に顧問を置き、顧問は理事会で推薦し支部長が推挙する。

第3章 会議

(会議の種類)

第11条 会議は、理事会及び総会とする。

- 2 会員は、予め通知のあった事項につき、書面または代理人をもって議決権を行使することができる。

(会議の招集及び議長)

第12条 会議は支部長が招集し、支部長が議長となる。

(議決の方法)

第13条 会議の議事は、出席者の過半数の同意で決する。

第4章 経費

(経費)

第14条 この会の経費は次をもって当てる。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) その他の収入

第5章 地区校友会

(設置)

第15条 この会は、地区(郡市等)または職域に地区校友会を置く。

(規約等)

第16条 地区校友会の会則または規約は、地区校友会ごとに定める。

(支部への報告)

第17条 地区校友会は、当該役員の住所、氏名、卒業年度、学科名並びに職業を支部あて報告するものとする。

第6章 雑則

(幹事の委嘱)

第18条 事務局に、この会の事務を司るため幹事若干名を置き、支部長がこれを委嘱する。

- 2 幹事のうち1名を幹事長とし、支部長の命を受けて事務を統括する。

附則

- 1 この会則は昭和43年3月31日から施行する。
- 2 この会則は昭和52年1月22日から施行する。
- 3 この会則は昭和56年5月16日から施行する。
- 4 この会則は平成7年7月8日から施行する。
- 5 この会則は平成28年7月3日から施行する。